

○平成 29 年度 9 月 和歌山県議会定例会（関連部分抜粋）

（平成 29 年 9 月 20 日）

【秋月史成議員 質問（自由民主党県議団）】

本県の目指す I R は、日本最大規模の国際会議場や展示場を擁した大都市型 I R とは一線を画するリゾート型であることから、今後、国において I R 推進会議取りまとめに沿った形で制度設計がされることになると、本県への I R 誘致は非常に厳しくなると考えられますが、知事の受けとめ方についてお聞かせください。

また、I R 誘致実現に向けて、現状を踏まえてどのような取り組みをしていくのか、あわせて知事にお伺いいたします。

【知事答弁】

議員御指摘のとおり、I R 推進会議の制度設計に関する取りまとめの内容は、I R 推進法の基本理念に掲げる地方の創意工夫を実現し、地域経済の振興に寄与するという地方創生の観点を欠いた大都市偏重というべきものとなっております。この I R 推進会議取りまとめの内容に沿って I R に関する手続を定める法律案、いわゆる I R 実施法案が成立することになると、本県のような地方都市にとって誘致は厳しいものになると受けとめております。

しかし、I R 推進会議取りまとめは、I R 実施法案の策定に向けて国民に広く意見をいただくための素案であります。これをもとに、全国主要都市で計 9 回の公聴会が実施され、国民や自治体、企業などから集めた幅広い意見を踏まえ、今後、国会等での議論を経て、I R 実施法案を含めた全体の制度設計がなされていくものと考えております。

法案——これは今回は政府原案になるんですが、政府原案の法案の作成も、原案は推進会議の事務局と同じ内閣府が多分つくると思うのでございますけれども、与党の了承をとる与党プロセスとか、あるいは各省の合意を取りつける省庁プロセスとか、あるいは最後は総理等を含む内閣全体で決めて、これで国会へ提出され、それがさらに国会でもいろいろな議論があって法律がつけられるということになります。まだまだ大いに期待したいところがあると考えております。

県といたしましては、I R 推進会議取りまとめ発表後も、8 月 18 日に大阪で開催されました公聴会で意見表明をするなど、国や関係方面に対し、次の 3 点について制度設計に向けた要望活動を行っているところであります。

まず、第 1 点目は、中核施設の要件について、規模よりも質を重視するなど、地方公共団体の独自性と地域の特性を生かした柔軟な対応とすること、2 点目は、当初の認定数について、一律に制限をするのではなくて、すぐれた整備構想を持つ地方公共団体は積極的に認定をしてほしいということ、3 点目は、ギャンブル依存症対策について、国による入場規制に加えて地方公共団体独自の上乗せ規制を認めることにしてほしいということでありまして。

去る 6 月定例会においては、県議会からも、地方創生を重視した特定複合観光施設区域の選定を求める意見書を I R 推進本部長である内閣総理大臣ほか関係各位に提出していただくなど、御協力を賜り、大変心強く、改めて感謝を申し上げる次第であります。

こうした本県や県議会からの要望活動について、地方創生の観点を重視した考え方に理解を示す国会議員や政府首脳も大勢おられます。今後も、引き続き本県が I R 誘致レースのスタートラインに立てるよう、積極的な要望活動を行ってまいり所存であります。

【秋月史成議員 質問】

次に、間もなく開かれる臨時国会において、I R 実施法案が上程され、早ければ今年中に成立する可能性もあると聞いております。今後、誘致活動の一層の推進を期待するところではありますが、報道資料によると、先日、県は、事業性分析や助言を行うアドバイザー業務をプロポーザル方式により大手監査法人に委託することを決め、同社からの助言を受けて和歌山 I R 基本構想の策定業務を本格化するとのこととあります。

そもそも、和歌山 I R 基本構想とはどのようなものなのか、また、今回、県が大手監査法人に発注したアドバイザー業務の内容はどのようなものか、企画部長にお伺いいたします。

【企画部長答弁】

和歌山 I R 基本構想とは、本県に I R の投資を検討する事業者に示すための基礎資料となるものです。具体的には、I R 誘致候補地の概要、関西国際空港との近接性や京阪神とのアクセスのよさといったポテンシャル、豊富な観光資源や温暖な気候といった強みなどの社会的、自然的条件に加え、本県が想定する I R のコンセプトや規模を踏まえた詳細な海外事例分析及び本県における I R の事業性分析、地域に対する経済波及効果、雇用効果などを盛り込むこととしております。

ほとんどの項目につきましては、企画部職員で既に作成に着手しているところではありますが、海外事例分析及び客観的な指標に基づく評価が求められる事業性分析、経済波及効果、雇用効果などの事項につきましては、専門機関の知見が必要となるため、先般、プロポーザル方式にてアドバイザーの選定を行ったところです。

本構想は、県民向けの説明資料を作成していくためにも必要不可欠なものであり、最終的には国へ申請する I R 区域整備計画の基礎となるものと考えております。

今後出てくる政府の I R 実施法案の内容や国会の動向を踏まえつつ、柔軟に対応し、積極的に取り組みを進めてまいります。

【秋月史成議員 質問】

ギャンブル依存症に陥ると、そこからの脱却は大変困難なことになると思います。そこで、ギャンブル依存症予防教育を学校教育の段階において取り入れる必要があるのではないかと私は考えますが、県教育長、学校におけるギャンブル依存症予防教育についてお答えください。

【教育長答弁】

子供が成長し、大人になった際、ギャンブルやアルコール、薬物等に依存することなく、自律的かつ健康に生きていくよう指導することは、大変重要であると考えております。

学校教育においては、これまで学習指導要領にギャンブル依存症についての記載がなく、直接的

な授業は行っていませんが、生活や健康を損なわないよう、子供の発達の段階に応じて家庭科、公民科で金銭の大切さに気づき、よりよい消費生活を送れるよう、また保健体育科においては欲求やストレスに適切に対処できるよう指導しております。さらに、生活指導面では、法律や条例で禁止されている遊技場への出入りや、インターネットやゲームへの依存防止の指導を行い、子供たちがみずから考え判断し、自律的に生活する態度を育成しております。

現在、国においては、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議で各省庁における取り組みの強化について検討されており、学校教育関係では、高等学校の保健体育において、精神疾患の1つとしてギャンブル等依存症について指導を行うことや、中・高・大学生向け啓発資料等の検討を進めていると聞いております。

県教育委員会といたしましても、ギャンブル依存症の予防は今後重要になると考えられますので、こうした動向を十分踏まえ、対応してまいります。

(平成 29 年 9 月 25 日 総務委員会)

【中委員 質問（公明党県議団）】

I R 基本構想を作るに際して、最近トーマツと契約したとのことだが、その金額は。

【企画総務課長】

I R 基本構想策定に向けてアドバイザリー業務の発注を行っており、先日、プロポーザル方式で審査を行い、最も優秀な提案を行ったトーマツに決定した。現在、契約に向けて詳細な協議を行っているところであり、金額については確定していない。

【中委員 質問】

プロポーザルの内容が良いのならそれでいいが、お金の面もそれなりに提案されてのことだと思う。だいたい結構だが、いくらぐらいなのか。

【企画総務課長回答】

1 千万円を少し下回る程度の金額になるかと思う。

【中委員 質問】

2 月の予算書ではどれに当たるのか。

【企画総務課長回答】

企画部の県勢活性化企画調整費の中の委託料を使用して今回の契約を行う。

【中委員 質問】

県勢活性化企画調整費 1,854 万から出すとのことだが、最初からそのつもりだったのか、それとも途中からそういうことになったのか。

【企画総務課長回答】

調査費については、予算審議の際に翌年度の様々な調査の経費を想定して計上しているので、当然 I R についても必要な調査は発生すると考えていた。

【中委員 質問】

水を差すわけではないが、国の方針が出て、和歌山県は非常に厳しいと思われる。それでも調査はするつもりだと思うが、良い構想ができて国の方針が変わるぐらいのところまでもっていったきたいと思っている。タイムスケジュール的に、和歌山 I R 基本構想が出来上がる時期と、国が基準を確定する時期とはどうなのか。国の基準がガチガチに決まってからということはないのか。

【企画総務課長回答】

今後どういう形でI R実施法が上程され審議されていくかも注視していかなければならないが、県のI R基本構想については、年内、もしくはスケジュールが伸びた場合でも年度内には策定したいと思っており、国会の審議が早く進んだとしても間に合わないことはないと思っている。国の方針については、知事が本会議で答弁している通り、まだI R推進本部から議論のたたき台が示されただけで、今後法律を作っていく、さらに国会の中で審議をされていくということで、厳しいという認識はあるが、まだまだ今後の議論の余地があると考えている。